

[トピックス](#) [分野別情報](#) [新着情報](#) [委員会からのお知らせ](#) [リスク評価](#) [意見募集等](#) [意見交換等](#) [用語集](#) [法令等](#) [リンク集](#)

[トップページ](#) > [委員会からのお知らせ](#) > [開催実績](#) > 第199回食品安全委員会議事概要

委員会からのお知らせ

第199回食品安全委員会議事概要

平成19年7月19日(木) 14:00~15:20

議事概要:

(1) 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて(照会)

○「特定保健用食品における疾病リスク低減表示について」に示す疾病リスク低減表示の基準を満たすもののうち、カルシウムを関与成分とするものについて

・厚生労働省からの説明。

・疾病リスク低減表示特定保健用食品のうち、カルシウムを関与成分とするものに関して、「食品健康影響評価が明らかに必要でないとき」に該当する範囲としては、カルシウム以外の成分が新開発食品専門調査会の「特定保健用食品の安全性評価に関する基本的考え方」の食経験の考え方において、安全性に問題がない場合に限ることとなった。

また、「医師の治療を受けている人は、医師に相談すること」という注意事項と、17歳以下の安全性に関する情報収集については、今後も厚生労働省において努めるよう留意する旨を付すこととなった。

○飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第3条第1項の規定に基づき定められた飼料及び飼料添加物の基準及び規格に関して、

1) 飼料一般の成分規格に定めている飼料添加物の飼料への添加量を減じる場合

2) フィチン酸分解力試験法について、試験法を改正すること

3) 2)に伴い、新たに試薬及び試液を追加すること

4) 2)に伴い、フィターゼについて酵素力試験法を改正すること

5) プロピオン酸カルシウムの製剤について、液状の剤形を追加すること

6) アスタキサンチンの製剤の成分規格において、濃縮大豆たん白を賦形物質として追加すること

・農林水産省からの説明。

・飼料添加物に関連するこれら6案件について、「食品健康影響評価を行うことが明らかに必要ないとき」に該当すると確認された。

<参考>

・フィチン酸:リンの主要な貯蔵形態として植物組織に存在している物質で、穀類や豆類などに多く含まれています。

・フィターゼ:フィチン酸を分解する酵素で、飼料原料に含まれるフィチン酸からリンを遊離し、家畜のリンの利用率を高めるために使用される飼料添加物です。

・プロピオン酸カルシウム:家畜の飼料であるサイレージにカビが発生するのを防止するために使用される飼料添加物です。

・アスタキサンチン:自然界に広く存在するカロテノイドの一種で、養殖水産動物の色調(赤色系)強化のために使用される飼料添加物です。

(2) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○農薬3品目

1)アセキノシル 2)グルホシネート 3)チアジニル

・厚生労働省からの説明。

・農薬専門調査会において審議することとなった。

○動物用医薬品2品目

4)オキシベンダゾール 5)カラゾロール

・厚生労働省からの説明。

・動物用医薬品専門調査会において審議することとなった。

○動物用医薬品 3品目

6)豚オーエスキー病(gI-,tk-)生ワクチン(ポーシリス Begonia DF・10、ポーシリス Begonia DF・50)

7)α溶血性レンサ球菌症・類結節症混合・(油性アジュバント加)不活化ワクチン(ノルバックス 類結/レンサOil)

8)鶏貧血ウイルス感染症生ワクチン(ノビリス CAV P4)

・厚生労働省から説明。

・動物用医薬品専門調査会において審議することとなった。

<参考>

1)殺虫剤で、温州みかん、りんご、茶等への適用拡大申請がされています。

2)除草剤で、かんきつ、なす、トマト等への適用拡大申請がされています。

3)殺菌剤で、魚介類への残留基準値の設定が申請されています。

4)寄生虫駆除剤です。

5)成長促進剤です。

1)~5)はいずれもポジティブリスト制度の導入に伴う残留基準値が設定されています。

6)弱毒化したオーエスキー病ウイルスを主剤とする豚用の生ワクチンです。

7)フォトバクテリウム・ダムセラ・サブスピーシーズ・ピスシシダ及びラクトコッカス・ガルビエを不活化したものを主剤とするブリ用の不活化ワクチンです。

8)弱毒化した鶏貧血ウイルスを主剤とする鶏用の生ワクチンです。

(3) 農薬専門調査会における審議状況について

1)「アメトリン」に関する意見・情報の募集について

- ・事務局から説明。
- ・取りまとめられた評価書(案)について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

<参考>

1)除草剤で、過去に日本国内での農薬登録がありましたが、現在は登録が失効しています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値が設定されています。

(4) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

1) 農薬「メタアルデヒド」に係る食品健康影響評価について

- ・「一日摂取許容量(ADI)を0.022mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果を決定し、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

2) 遺伝子組換え食品等「チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ6275系統(飼料)」に係る食品健康影響評価について

- ・「『遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方』に基づき、食品健康影響評価は必要なく、当該飼料を家畜が摂取することに係る畜産物の安全性上の問題はないものと判断される。」との審議結果を決定し、リスク管理機関(農林水産省)へ通知することとなった。

<参考>

1)殺虫剤で、非食用作物に農薬登録がありますが、今回新たに食用作物として、稲への適用拡大申請がされています。

2)チョウ目害虫に対し抵抗性を持ち、また、除草剤グルホシネートに対し耐性を持つトウモロコシです。

(5) 食中毒原因微生物のリスク評価案件の選定に関する意見交換会の概要について

- ・小泉委員、事務局から説明。
- ・「自らの判断で行うリスク評価」として、「鶏肉を主とする畜産物中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリ」から評価を進めることとなった。

(6) 我が国に輸入される牛肉等に係る食品健康影響評価の実施について

- ・事務局から説明。
- ・食品健康影響評価の実施に向け、外交ルートを通じ、質問書による照会という方法で、評価対象国(14ヶ国)からの情報収集を進めていくこととなった。

(7) その他

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10 ブルデンシャルタワー6階 TEL 03-5251-9229 FAX 03-3591-2237

Copyright © 2006 Food Safety Commission. All Right Reserved.

 プライバシーポリシー